

東京都地方独立行政法人評価委員会
令和4年度第3回公立大学分科会 議事録

1 日時

令和4年8月5日（金曜日） 午後3時00分から午後4時28分まで

2 出席者

大野分科会長、杉谷委員、鈴木委員、高橋委員、田宮委員、村瀬委員、最上委員

3 議題（審議事項）

（1）審議事項

①東京都公立大学法人令和3年度業務実績評価（案）について

②公立大学分科会から東京都公立大学法人に対して対応報告を求める事項（案）について

（2）報告事項

①令和3年度東京都公立大学法人財務諸表及び利益処分（案）について

4 議事

●冒頭説明・挨拶

○大野分科会長 皆様、こんにちは。分科会長の大野でございます。

15時の定刻となりましたので、ただいまから東京都地方独立行政法人評価委員会令和4年度第3回公立大学分科会を開催いたします。

本日も大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。心から御礼申し上げます。

本日もということになります。前回同様に新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、ウェブ会議機能を活用したオンライン開催とさせていただきます。御不便な点多々あるかと思いますが、何とぞ御理解、御協力のほどお願いを申し上げます。

それでは、本日の予定でございますが、会議の次第にありますとおり、審議事項2件、報告事項1件でございます。

本日の案件で非公開とすべき案件はございませんので、全て公開とさせていただきます。

それでは初めに、事務局より本日の概要、資料等につきまして御説明をお願いいたします。

それでは、青木課長、お願いします。

○事務局（青木） 事務局の青木でございます。委員の皆様、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の概要、資料及びウェブ会議の留意点につきまして御説明をさせていただきます。

まず本日の議題でございますが、先ほど分科会長からもお話がございましたように、審議事項が2件、報告事項が1件でございます。審議事項につきましては、1件目が令和3年度業務実績評価（案）についてでございます。2件目が公立大学分科会から東京都公立大学法人に対して対応報告を求める事項（案）についてでございます。また、報告事項につきましては、令和3年度財務諸表及び利益処分（案）についてを御説明させていただきます。

次に、本日の資料についてでございます。

各資料の詳細につきましては、関係の議題に入りました際に説明をさせていただきますので、ここでは画面共有で表示をさせていただきながら、各資料の紹介のみとさせていただきます。

委員の皆様には、電子データでもお送りをしておりますので、お手元の資料も適宜御参照いただければと思います。

それでは、画面共有をお願いします。

まず、会議の次第になります。

それから、次に委員名簿でございます。

続きまして、資料1でございますが、こちらは本日御議論いただきます年度評価案に関しまして、7月の第2回分科会で御議論いただきました各評価、素案からの主な修正箇所をまとめたものでございます。続きまして、資料2でございます。法人に提示をしました評価案に対する法人からの回答文書でございます。続きまして、資料3でございます。令和3年度業務実績評価案で、本日御審議をいただきます評価案を評価書の様式で整えたものでございます。続きまして、資料4でございます。こちらも本日御審議をいただきます対応報告事項案をまとめたものでございます。続きまして、資料5でございます。報告事項で御説明を申し上げます法人の令和3年度財務諸表の概要資料となっております。続きまして、資料6でございます。同じく報告事項で御説明を申し上げます法人の剰余金の概要及び利益処分案をまとめた資料でございます。次に、資料6の参考で、こちらは会議資料ではございませんけれども、利益処分案の報告の際に使用する資料でございます。続きまして、資料7でございます。令和3年度財務諸表の本体でございます。

このほかに、参考資料といたしまして、年度評価に関する参考意見書案と今回の評価の評定を一覧にした資料を御用意しておりますので、適宜御活用いただければと思います。

資料については以上でございます。

最後に、ウェブ会議の運営について留意点を、毎度のことですが御説明を申し上げます。

これまでと同様のお願いとなりますけれども、通信の安定性を確保する観点から、御発言いただく方以外はマイクの設定をオフにさせていただきまして、御発言の都度、オン・オフをお切り替えいただくようお願い申し上げます。

また、御発言を希望する際は、T e a m sの手挙げ機能にて手を挙げていただけましたら、分科会長から指名をさせていただきますので、指名を受けてから御発言をお願い申し上げます。

カメラにつきましても、御発言時のオン・オフは任意とさせていただきますが、御発言時以外は、こちらも通信の安定性確保の観点から、オフに設定させていただきますようによろしくようお願い申し上げます。

事務局からの説明は以上でございます。

(1) 審議事項

①東京都公立大学法人令和3年度業務実績評価（案）について

○大野分科会長 青木課長、どうもありがとうございました。

それでは、早速議事のほうに移りたいと思います。

まず1つ目の審議事項でございます東京都公立大学法人令和3年度業務実績評価（案）につきまして、事務局からの御説明をお願いいたします。

○事務局（青木） それでは、まず資料1を御覧ください。こちらも画面で共有をさせていただきます。

令和3年度の業務実績評価につきまして、第2回分科会で素案を御審議いただきました。当日の御議論、また、終了後に各委員の皆様から追加で頂戴をいたしました意見等を踏まえて内容を精査し、評価案を作成してございます。資料1で主立った修正箇所をまとめてございますので、その内容について御紹介をさせていただければと思います。

全部で6点ございます。まず1番のところから御説明をさせていただきます。

第2回分科会の際に御議論をいただきまして、産技院大の項目別評価で1がついた項目でございまして、同趣旨の記述をしてございましたけれども、例年1がつくなど特筆すべき事項については、全体評価にもその旨記載をしてございまして、項目別評価だけではなく全体評価にも追

記をさせていただいたという修正案でございます。

続きまして、事項の2番目でございます。

こちらは、委員からの御指摘をいただきまして確認をしたところ、ちょっと間違っていたというところで、御指摘をいただきましてありがとうございます。内容といたしましては、学長裁量による新たな経費支援制度の導入というのは、将来的に上位の科研費に採択されるための準備の意味合いが強く、令和3年度の科研費の新規採択率との直接的な因果関係がないのではないかという御指摘をいただきました。確認をしたところ、そのとおりだったということでございます。それを踏まえまして、科研費の採択率が高水準だった旨だけの記載にとどめております。そういった修正をかけてございます。

続きまして、3番目の事項でございます。

こちらは、評価（素案）のところでは記載がなかったものなんですけれども、複数の委員から、素案の時点で同じようなコメントをいただいております。そのため、2名以上同じところで意見を出しているのだから、しっかり記載したほうがいいんじゃないか、そういう御指摘をいただきまして、まさにそのとおりだなと思われましたので、追記をさせていただいております。

続きまして、事項の4番目でございます。

こちらは、講座の話、オープンユニバーシティの話でございますけれども、OUで素案のほうでは「歌舞伎座など、東京都ならではの施設と協力した講座を提供し、首都圏以外の新たな受講層の獲得に繋がった。」という記載をさせていただいたんですけれども、直接的に、首都圏以外の新たな受講層の獲得につながった取組としては、東京都の新たな施設と協力した講座を提供したからではなくて、オンライン講座を開設したことが要因であるというふうに御指摘をいただきましたので、その旨修正をさせていただいております。「オンライン講座を開講したことにより、」というものに差し替えさせていただいております。

続きまして、項目の5番でございます。

こちらは、「学生がグローバル人材として」というところで書かせていただいた内容で、産技院大の取組になりますけれども、優れた点・特色ある点として記載を素案の段階ではさせていただいたものでございます。

一方で、前回の分科会の際に、グローバル人材の定義について複数の委員から御意見が出されたことを踏まえまして、「更なる充実が期待される点」にも追記をさせていただいたという修正内容になります。

ナンバー6のところでございます。

こちらは、高専の評価でございまして、素案の段階では記載がなかったものですが、AIスマート工学コースですとか情報システム工学コース、この新たな2つのコースにつきましては、非常に多くの学生が集まっているということが実績としてありまして、そういった2つのコースについてエンカレッジの意味も含めて、しっかり記載したほうがいいんじゃないかという御指摘をいただきました。その点を踏まえまして、「更なる充実が期待される点」に追記をさせていただいております。

評価（素案）からの主立った修正は以上でございます。

このほかに、評価書の全体評価の冒頭の四角囲みの部分を記載しておりますほか、内容をより正確にするために細かな文言修正、あるいは、てにをはの修正をさせていただいておりますが、全ての説明というのは割愛をさせていただければと思っております。

また、資料2のとおり、事前に評価（案）を法人に提示をしておりますが、こちらは法人から意見の申出は行わない旨、報告を受けているところでございます。

法人からの意見の申出がなかったため、資料1で御説明した修正点などを反映した資料3が最終的な年度評価の案となっております。

評価案に関しての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大野分科会長 青木課長、どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明がございました令和3年度業務実績評価（案）について、御意見、あるいは御質問があれば、各委員からお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

手挙げ機能で御発言の意思をお示しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

最上先生、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○最上委員 最上です。よろしくお願いいたします。

修正箇所一覧の中の4番なんですけど、オープンユニバーシティにおいて評価すべきところはどこかということなんですけれども、やっぱり私の評価は首都圏以外の新たな受講層の獲得につながったというところで、そういう意味では、そこに重きを置くということはいいと思うんですが、その原因といいますか、因果の関係からすると、オンライン講座を開講したことというのでも確かにそうかもしれませんが、やっぱり東京ならではのユニークな素材といいますか、東京都の財産をうまく使った講座を提供したということが、私は大きいのではないかなと思ったので、それを跡形もなく消しちゃうのはいかなものかなと思って、これを見させていただ

きました。そこら辺は、いかがでしょうか。

○事務局（青木） よろしいでしょうか。

○大野分科会長 どうぞ。

○事務局（青木） 最上先生、御指摘ありがとうございます。

直接的な因果はないというのは、一応法人からは聞いてはいるんですけども、確かにユニークな講座として提供したところで、全く寄与しなかったという説明も難しいかなと思います。

今、御指摘のいただいたとおり、歌舞伎座など東京都ならではの施設と協力した講座を提供するとともに、オンライン講座を開講したこと等により、首都圏以外の新たな受講層の獲得につながったと、このような形でしっかり明記をさせていただき、そういう修正をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○最上委員 ありがとうございます。

評価すべきところは、確かに後ろのほうの首都圏以外の新たな受講層につながったというのが一つのポイントだと思うんですが、やっぱりそれ以外、もう一つ評価すべきことは、独特な取組を行ったということも評価すべきことだと思うので、やはりそのようにしていただければありがたいなと思います。ありがとうございました。

○大野分科会長 最上先生、どうもありがとうございました。

それでは、そのような形にさせていただきとして、ほかにいかがでしょうか。

いかがでしょう。特段ございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

ありがとうございます。ということであれば、この修正をしたものを評価案として上げたいと思いますが、議論を打ち切ってよろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、本案を公立大学分科会としての最終の評価といたします。年度評価については、公立大学分科会の議決をもって親委員会の東京都地方独立行政法人評価委員会の評価として決定したいと思います。それから、申し遅れました。今の最上先生の修正事項は盛り込んでというふうなことも含んでおります。ありがとうございました。

それでは、この評価案につきましては、今後、事務局とも調整をしながら通知、公表に当たらせていただきたいと思います。公表した評価書につきましては、後日、皆様にお送りしたいと思います。

また、参考資料のとおり、参考意見書をまとめました。参考意見書は、評価書に記載してい

ない委員の皆様のコメントをまとめたものになっております。さらにもう一步、法人として有意なものとするため、表現の精査をさせていただきたいと思いますが、これにつきましては分科会長に一任というようなことにさせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「結構です」「よろしく願います」という声あり)

○大野分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

②公立大学分科会から東京都公立大学法人に対して対応報告を求める事項(案)について

続きまして、2つ目の審議事項でございます公立大学分科会から東京都公立大学法人に対して対応報告を求める事項(案)について、まず事務局から御説明をお願いしたいと思います。お願いします。

○事務局(青木) それでは、事務局から、説明させていただければと思います。

資料4を御覧いただければと思います。

今、画面共有させていただいておりますが、こちらが今回の令和3年度評価の評価結果の中から、当分科会から法人に対して対応報告を求める事項、いわゆる対応報告事項について、この場で御審議、御決定をいただくものでございます。

対応報告事項として選定した取組項目は、来年度に法人が作成、提出をいたします令和4年度業務実績報告書の中で、特記事項として記載報告を求めることとなるほか、令和5年度の年度計画においても反映してもらうこととしております。

今回、事務局案として一覧表にあるとおり、4点挙げてございます。第2回の分科会で、特に活発に御議論をいただきまして、今後の取組を特に注視していきたい内容をピックアップしてございます。

表の評価書(案)該当部分(下線部)とありますとおり、左側の表でいう下線部の部分を基に、右の対応報告を求める事項として案を整理をさせていただいております。左側が評価書(案)の該当部分で、特に下線部を中心に、右側の対応報告を求める事項としてまとめさせていただきます。

一覧表の中で、1点目と4点目につきましては、委員の皆様から改善すべき点と評価をされた項目になっております。

1つ目が都立大のところでございますが、被引用度トップ10%論文の比率が低下していると

いうところで、抜本的な強化策を検討いただきたい。これは素案のところでは御審議をいただいた内容になっておりますが、対応報告といたしましては、被引用度トップ10%論文比率の向上に向けた取組について求めたいと思います。

4番目が法人のところでございます。これが南大沢キャンパスで発生した事故に基づいての当該部分になります防火体制の整備というところと、安全対策の実効性を検証して、盤石なものだとされたいと。また、事故が発生した部局に限った問題と捉えることなく、法人・教職員全体の問題と危機管理意識を共有し、対応策の浸透・徹底に取り組まれない、そういう御意見をいただいております。それをまとめたものとして、火災等の事項の再発防止と危機管理の徹底に向けた取組というのを求めたいというふうに考えております。

このように、委員の皆様から改善すべき点と評価されたもので、目標として掲げた数値の進捗状況は順調とはいえないものであるとか、法人全体として危機意識を持ち、今後の対策とその有効性の担保はできているかどうかというところを継続的に示してもらいたいといった趣旨になってございます。

2点目、3点目につきましては、進捗、実績が不十分で改善すべきというようなものではなくて、取組が成果として現れている一方で、より一層、自治体との連携等を充実させて、知名度を向上させていただきたいというものであるとか、戦略的な広報の取組を入学志願者数の増加につなげるべく、今後より力を入れて取り組んでいただきたいという期待を込めたもので、今回ピックアップをさせていただいております。

2番目が産技院大の取組、3番目が高専の取組という形で書かせていただいております。それぞれ対応報告事項としましては、産技院大のほうが、自治体への政策課題支援・研修・公開講座のさらなる充実等を通じた、知名度の向上であるとか情報発信に向けた取組というのを求めたいと思います。

高専につきましては、戦略的な広報を志願者の増加につなげる取組ということで、こちらも素案審議で御議論いただいて、問題意識として出てきたところをピックアップさせていただいております。

続いて、2ページ目は、参考までに前年度までの対応報告事項の一覧を掲載させていただいております。事務局案について、選定した事項やその内容が妥当であるか、あるいはほかに追加すべき事項があるかといった点を御審議いただけましたら幸いです。

説明は以上でございます。

○大野分科会長 どうもありがとうございました。

今、御説明がありましたように、令和3年度評価に基づいて、公立大学分科会から特に対応報告を求める事項として、資料4の案にありましたとおり、4点提示されておるわけでありませう。

これらの事項やその内容の妥当性、あるいはほかに取り上げるべき事項があるかといったことにつきましての御意見や御質問をお願いしたいと思います。

それでは、どなたからでも結構でございます。よろしく願いいたします。

村瀬先生、どうぞ。

○村瀬委員 資料4を拝見しました。この資料4についてというよりも、つけていただいた参考資料の平成23年度から令和2年度の対応報告事項の一覧表について伺います。確かに過去いろいろと指摘をさせていただき、報告いただいたのですが、その棚卸しというか、令和元年とか2年で指摘させていただいたところについても、その後どうなっているのかが気になっております。そういったトレースはされないのでしょうか。

対応報告を求めるというのは、各年度で1回指摘をして、今回4点出したものについては御回答いただくわけですが、その後、中期の蓋を閉める段階でも一覧表に掲載されている項目について報告はなされるのでしょうか。事務局の方にお尋ねいたします。

○事務局（青木） よろしいでしょうか。

○大野分科会長 どうぞ。

○事務局（青木） ありがとうございます。

村瀬先生、ありがとうございます。これまで対応報告というのは、先ほど御説明の中で申し上げましたとおり、翌年度の評価のときにどうやったのかというのを求めるというのと、さらに令和5年度に対しては、ここについてどういう対処をしたのかというのを、実際計画の中に盛り込んでいただくためのものとして整理をさせていただいておりますが、確かに、特に来年度控えております期間評価、第三期の期間評価では、やっぱりこれまでの取り上げてきましたここら辺の対応報告事項について、改めてどういう反映をして、どういう結果としたのか、そういった検証も必要かなというふうに考えております。

やり方をどうするかというのは、また分科会長と相談をさせていただきながら最適な方法を模索していきたいなと思いますけれども、今いただいたような視点を持って、過去に分科会として法人に対して指摘した事項がどうなっているのかというのは、追っていく必要があるかなと思いますので、御意見ありがとうございました。

○村瀬委員 ありがとうございます。

今それを伺って安心しました。分科会長の犬野先生と御相談いただいて、これからも棚卸しを定期的に行っていただき、対応報告事項については継続的に取組を進めていくということで、よろしく願いいたします。

○犬野分科会長 村瀬先生、どうもありがとうございました。

確におっしゃるとおりで、一応、単年度ごとにはチェックはしているんだけど、中期計画の中で最終的な棚卸しというのはおっしゃるとおりで、絶対必要だと思いますので、そのあたりはしっかり事務局と相談しながらしていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○村瀬委員 ありがとうございます。

○犬野分科会長 ほかに。

では、私のほうからよろしいですか。

4番目の法人のところなんですけれども、左側の下線部分のところでは大事なことは、一番下の行にあるように「法人・教職員全体の問題として」ということなんですよね。つまり、横串を通して、みんなでやりましょうというふうなことでいうと、右側の言葉として言うと、危機管理の徹底というよりは「危機管理の全学的取組」とか、何かそういうみんなでしっかりやるんだという、そういう文言にしたほうが、左側の意図が入るかなというふうにちょっと思いましたので、いかがでしょうか。

○事務局（青木） 意図としましては、確かに都立大学で起きた火災の事故になっているんですけども、たまたま化学物質を使うような学部で起きた火災事故なんですけど、火災事故が起きたというところは、今、分科会長がおっしゃっていただいたとおり、都立大全校の問題として捉える必要もありますし、あと、直接的には関係ないのかもしれないですけども、やっぱり高専であるとか産技院大とかでも、火災に限らず事故を未然に防ぐ、あるいは起きたときにどう対処するかというのは、きっちり考えてもらいたいなという思いもありまして、全学的というところは法人全体と捉えて、そういったものが分かるような記載に、対応報告を求める事項はしっかり書いていきたいと思います。ありがとうございます。

○犬野分科会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

最上先生、どうぞ、お願いいたします。

○最上委員 最上です。

ちょっと細かいことなんですけど、項目の1番目のところにあることで、被引用度トップ10%

論文をまず増やすという取組をなささいということなのですが、ちょっと言葉の上で確認したいんですが、被引用度というのは被引用数じゃないので、絶対数じゃなくて相対的なものだと思うんですが、多分これは何かきちんとした定義があった上で使う言葉なんじゃないかなというの1つ。

もし何かそういう定義があるんだとすれば、多分、分野ごとのそれなりの補正がなされているものだと思うんですね。それを含めた上で、そうすると「抜本的な」という言葉がすごく何か強いような気がして、全ての分野にわたって解決を図るような、まさに革新的な強化策を検討するというと、何かすごく大変なんじゃないかなという具合に思ったんですが、いかがでしょうか。

○大野分科会長 どうぞ。

○事務局（青木） 最上先生、ありがとうございます。まず、被引用度トップ10%論文というのは、しっかり定義があるかと思います。御指摘のとおりかと思います。

「抜本的な強化策を検討いただきたい。」というのは、これは評価書（案）の部分になっておりますので、評価の素案の評価書（案）を変えたいということであれば、これはまだ評価書（案）だから、委員の皆様の御指摘と捉えて変えることは可能ですよね。

どちらかという、今回右側の対応報告を求める事項についてどう書くかというところを御審議いただきたかったのですが、確かに今、最上先生おっしゃっていただいたような形で、「抜本的な強化策」というところがきついということであれば、そこは配慮した書き方というのは、これからやろうと思えばできる場所だと思いますので、いかがでしょうか。

○大野分科会長 そうですね、いかがでしょうか。

これは委員の方々の賛成があれば、この「抜本的」という言葉についての若干修正というようなことはできるかと思うんですけども。

たしか、あれですよ、10%を1つ目標としてやっていて、それを上回っていたと。ところが、最近になってちょっと下がってしまったのでという意味合いで、これが出てきたんじゃないかと思いますから、確かに抜本的という、もっとひどい状態にあってみたいな、それに対しての強化策と見えちゃうから、ちょっときつい表現かもしれませんよね。

私も、右側の事項の文言で「向上に向けた」という言葉だったんですけども、維持向上、「維持」という言葉をつけてもいいぐらいかなと思ったんですよ。つまり、目標を上回っていたというような時期もあったので、全然目標に達していなかったという意味じゃないよということで、「維持向上」という言葉にしてもいいかなというふうに思ったんですね。

ですから、そういった意味でも、左側で「抜本的」という言葉がちょっと強過ぎるというのは、私も改めて読んでみると、ちょっとそんな気もいたしますよね。

○事務局（青木） 今、業務実績報告書を出させていただきます。ちょっとお待ちください。

図表1-19-2というところですね。令和4年4月1日時点で、28年度の実績としてトップ10%論文が何%だったかという、12.5%あったものが年々下がってきて9.5、11.6、これは増減していますが、8.7、8.3、そして令和3年度は6.7まで下がったんですね。こういうことを捉えて、第三期の中では一番最低の数字になったというところがございます。

これは、来年まで少し上がったり下がったり、またするんですけども、そういった点もあって、これは目標が10%で、6.7まで来ているというところで少し書かせていただいておりますが、表現上の問題でございますので、右側をそのままに、左側だけ評価書（案）のほうを直すということであれば、それをしますし、今、分科会長がおっしゃっていただいたように、トップ10%論文比率の向上に向けた取組という自体が、維持というのは6.7%でも、10%にそんなに差がないならいいじゃないかという御意見もあるかもしれないです。そうすれば「維持」というのも入れさせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大野分科会長 高橋先生、お手が挙がっていますが、この件でしょうか、別の件ですか。どちらでしょうか。

○高橋委員 この件です。

○大野分科会長 お願いいたします。どうぞ。

○高橋委員 高橋です。

たしか、私がこの「抜本的な」というのを書いたんじゃないかなと思っていて、ちょっと責任があるかなと思って、今、表を示していただいて、下がってきているので、そこを見て、ちょっと安易だったかもしれませんが、「抜本的な」という言葉を入れました。ですけれども、例えばトップクラスの研究者を招くみたいな、そういう大胆な策があるんだなということを知ったものですから、いろいろな形で、しっかりと体制を見直すいい機会なんじゃないかなという意味で、「抜本的な」と使ったように思います。

ただ、ちょっと刺激的であるということであれば、この表現にこだわるものではないので、その部分は修正してもいいのかなというのが私の意見です。よろしく申し上げます。

○大野分科会長 ありがとうございます。

最上先生、御発言ございますか。

○最上委員 私がちょっと気にしていたのは、多分これはいろんな分野によって、引用がされ

やすい分野とかそうでもない分野、非常に基礎的なもので、そんなに研究者は多くないけれども重要な分野というようなことがあって、確かにこのトップ10%というのは大事かもしれませんが、あまりそこに目が行き過ぎると、研究そのもののポテンシャルが低下してしまう。それを懸念していて、そういう意味でいくと、抜本的とあると、何か全て分野、例えば人気のない分野はやめちゃえみたいなことになるのかという、ちょっとそれを危惧したところがあります。

なので、今のところの活動を維持した上で、さらに高みを目指すというつもりで作文をしていただければと思います。

以上です。

○大野分科会長 ありがとうございます。

確かにそうですね。この分野はやめちゃえみたいなの乱暴な議論が起こると、それは本意じゃないですからね。

○事務局(青木) ありがとうございます。

そういった誤解はないように、ちゃんとお伝えはしたいなと思います。

要は、元々引用度の低いようなところは対象から外しちゃうということがないように、全体としてしっかり、全分野で引用度というのは上げていけるような取組を求めたいと思いますし、「抜本的な」というのがきついということであれば、左側の案から「抜本的な」を落とすような方向で検討させていただきつつ、対応報告は10%論文の向上に向けた取組のまま行かせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○大野分科会長 例えば玉虫色なんだけれども、「抜本的な」の代わりに「有効な強化策」とか、何かそんなふわっとした言葉にしておきますか。

○事務局(青木) そうですね、分かりました。

○大野分科会長 どうでしょうか。

(「賛成します」「賛成です。よろしくをお願いします」という声あり)

○大野分科会長 では、有効とは何だと言われたときに困るんですけども。

○事務局(青木) ただ、対応報告事項で有効な策を、それこそ来年度聞ければいいかなと。

○大野分科会長 ありがとうございます。

では、そういうようなことで、今の修正と、それから右側の事項の名称についてはこのままでというようなことで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかには、いかがでございましょうか。最上先生、もう少し、何かございますか。

○最上委員 特にないです。意見を聞いていただいて、ありがとうございます。

○大野分科会長 ありがとうございます。

ほかに何か御指摘事項はございますでしょうか。

大丈夫でしょうか。よろしいですか。

それでは、以上でこの件につきましては、議論を打ち切りというようなことにさせていただきたいと思います。

今ございました修正を生かしまして、この令和3年度評価に基づいた公立大学分科会からの、特に対応報告を求める事項といたしましては、資料4、若干の修正を含めますが、このとおりとさせていただきたいと思います。

それでは、これで対応報告を求める事項として確定させていただくというようなことにいたしまして、法人への通知については分科会長に一任ということでお任せさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「結構です。よろしくをお願いします」「お願いします」という声あり)

○大野分科会長 ありがとうございます。

それでは、今後、事務局と調整しつつ法人に通知させていただくことにしたいと思います。

ありがとうございました。

(2) 報告事項

①令和3年度東京都公立大学法人財務諸表及び利益処分(案)について

続きまして、審議を終えまして、報告事項に移りたいと思います。

令和3年度財務諸表及び利益処分(案)につきまして、事務局からの御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局(青木) それでは、令和3年度の財務諸表及び利益処分(案)につきまして、資料5及び資料6で御説明を申し上げます。

まず財務諸表についてですが、こちらは法人の総務部、浅倉会計管理課長から御説明をいただきます。

浅倉課長、よろしくお願いたします。

○浅倉会計管理課長 法人の会計管理課長を務めております浅倉と申します。よろしくお願いたします。

それでは、令和3年度財務諸表の概要について御報告いたします。

資料5を御覧ください。

1ページ目は、貸借対照表です。

こちらは令和4年3月31日時点における法人の資産、負債、純資産を記載したものでございます。

当期の主なポイントですが、表の左側の資産の部では、有形固定資産が減価償却の進捗により前年度に比べ6.7億円の減となっております。

また、投資その他の資産は、満期1年以内の有価証券が流動資産に表示区分が変更となり、3.2億円の減、流動資産は目的積立金及び積立金の増加により、現金及び預金が増加したことなどに伴いまして、全体で4.5億円の増加となっております。

表の右側の負債の部では、流動負債が人件費の未払金や日野新棟工事関連経費などの減少に伴いまして、前年度に比べ13.5億円の減となっております。

続いて、その下の純資産の部では、資本剰余金が固定資産の減価償却などによりまして19.3億円の減少、利益剰余金が13.6億円の増加となっております。

なお、目的積立金及び積立金には、令和2年度決算の利益処分確定によりまして21.7億円が新たに積み立てられております。

次に、資料の2ページ目でございますが、こちらは損益計算書でございます。こちらは、令和3年度における法人の業務執行に関わる費用と収益を記載したものでございます。

経常費用は262.8億円で、前年度から1.6億円の増となりました。経常費用に関する主な事項は、資料の上段に記載がありますが、前年度に比べ、教育経費が修繕費や奨学金の減により3.8億円の減、教育研究支援経費が減価償却費や報酬などの増によりまして2.8億円の増、受託研究等が4.1億円の増となっております。

人件費の割合でございますが、53.7%で、前年度に比べますと1.7%減少しております。

続いて、経常収益ですが、経常収益は受託研究等収益が5億円ほど増加しておりますが、5G整備関係の運営費交付金収益が減少したことや施設費収益が減少したことなどによりまして、全体では前年度に比べ4.8億円減の278.3億円となっております。

結果、経常利益は15.5億円となり、表の最後の行が臨時損失や臨時利益、目的積立金取崩額を増減した最終的な当期の総利益で、令和3年度は14.4億円の剰余金が発生いたしました。

1ページ進んでいただきまして、資料の3ページ目、上段がキャッシュフロー計算書の概要でございます。こちらは会計期間における資金の流れに着目し、業務、投資、財務の活動区分

ごとの資金の収支を表示したものになります。令和3年度は、積立金の増加による現金の増加などによりまして、期首と期末を比較して13.4億円の増加となりました。

最後に、3ページ目、下段が法人の業務運営に関して、都民の方が負担するコストを表す行政サービス実施コスト計算書の概要でございます。

1年間の法人運営に要した総コストは306.8億円余りで、昨年度より6億円ほど増加となっております。この総コストから授業料、入学考査料などといった自己収入78.5億円余りを控除した金額228.3億円が、都税などによりまして都民の方に御負担いただく法人の運営コストとなっております。

以上が財務諸表の概要でございます。

なお、今回の財務諸表の作成、承認に当たりまして、監査法人からの指摘などはございませんでした。

以上でございます。

○事務局（青木） それでは、引き続きまして、資料6に基づきまして、事務局のほうから剰余金の概要と利益処分（案）について御説明を申し上げます。

資料6をお願いします。

こちらが概念図となっております。

資料の左側を御覧いただければと思います。今、会計管理課長からもお話がありましたように、令和3年度の剰余金が14.4億円になっておりまして、そちらの概要と利益処分（案）についての御説明となります。

まず地方独立行政法人法第40条第3項に基づきまして、次年度への繰越処理を行うため、経営努力の認定というのを行っておりまして、目的積立金と積立金に整理をしています。右側でいう青い部分が目的積立金で、下のオレンジ色の部分が積立金となっております。こちらの2つに整理をするといった内容となっております。

利益処分におけます経営努力の認定の方法につきましては、収益の種類によって異なります。表の左のように、4つに区分してございます。1から4番までの4つでございます。

1といたしまして、受託研究等により獲得しました外部資金ですとか授業料収入などの自己収入に係る剰余金というのが2.8億円出ております。

2段目ですけれども、人件費や通常の業務運営に係る経費などの効率化係数対象の運営費交付金に係る剰余金というのが2.5億円出ております。

3番目でございますが、東京都の計画に位置づけられるなど都の政策として実施している事

業の剰余金としまして、効率化係数対象外の標準運営費交付金に係る剰余金というのが約5.8億円出ております。

最後に4点目といたしまして、退職手当であるとか情報セキュリティ対策のための経費など、特定の用途に充てるための特定運営費交付金での剰余金というのも3.3億円が出ていますところでございます。

この合計が14.4億円でございます、令和3年度は令和2年度決算と比べ、約7億円、剰余金自体が減少しているというところでございます。

続きまして、資料の中ほど、認定基準についてでございます。

まず一番上の自己収入に係る経費2.8億円の処理の仕方なのですが、こちらは会計基準に基づきまして、剰余金2.8億円の全額について経営努力を認めるとなっており、これは会計基準に基づく処理でございます。

2段目の標準運営費交付金の効率化係数対象に係る剰余金でございますが、表の中ほどでございます①業務実績評価の活用、②定員充足率、こちらの認定基準を満たしていることを前提に、当該剰余金が、法人が本来行うべき業務を行わなかったために生じたものではないことを確認することによりまして、その全額について経営努力を認めております。

個別に御説明を申し上げますと、①の業務実績評価の評定に係る基準というのは、これは評価が「1」「2」、または「3」が80%以上であるということが条件となっております。先ほど御審議をいただきましたように、項目別評価は令和3年度で全項目が「1」「2」、または「3」の評価を得ておりまして、この基準は達成しています。

続いて、定員の充足率に係る基準といたしまして、学部で100%、大学院及び高等専門学校で90%以上と、それぞれ充足率を定めておりますけれども、こちらも下の赤字下線部にございますように、これらについても全て達成しているということでございます。

この①、②というのを達成しているということを前提に、効率化係数対象内事業における剰余金の確認をしております。令和3年度におきましては、資料の下の部分の※1というのが左側にあるんですけども、この剰余金の主な発生理由が、人件費によるものであるという説明を受けております。

この点について確認をしましたところ、教員が定員に満たなかったことについて、例えば非常勤の講師を任用したことによって、代替手段を講じているといったような説明がございました。こうしたことから、法人が本来行うべき業務を行わなかったために、剰余金が生じたものではないと判断をいたしまして、その全額について経営努力というのを認めております。

続きまして、3番目の標準運営費交付金の効率化係数対象外に係る剰余金についての御説明を申し上げます。

こちらは個別の事業ごとに交付をしております、それぞれの事業ごとに計画どおり、かつ効率的に事業を実施しているのか確認をいたしまして、経営努力として認めることとしております。

令和3年度につきましては88.2万円を経営努力として認めております。一方で、事業の中止ですとか計画どおり業務を行わなかったことによる剰余金につきましては、経営努力として認められず、積立金に整理することとしております。なので5.8億円のうちの88.2万円だけ経営努力が認められたということで、ほとんどが積立金に回っているところでございます。

こちらにも欄外の右側に※2というのがございます。経営努力が認められなかったものの例といたしましては、ノーベル賞クラスの研究実現に向けた研究力の向上に係る事業ですとか、グローバル人材育成のための国際化の推進、こういったものが新型コロナウイルスの影響により海外出張の一部が中止になったことですとか、あるいは計画どおり予算が執行されなかったことによって剰余金が発生したものでございますが、経営努力は認められておらず、この金額については積立金として処理させていただいております。

最後の4番目に、一番下の欄になりますけれども、特定運営費交付金に係る剰余金については3.3億円でございます。こちらは、そもそも経営努力認定の対象外としているため、全て全額が積立金として整理をされているものでございます。

資料の一番右側に行ってもらっていいでしょうか。

以上によりまして、利益処分案は、剰余金14.4億円のうち青い部分5.3億円について経営努力を認め、目的積立金としました。残り9.1億円を積立金として処理をさせていただきたいと考えております。

以上が令和3年度の剰余金の概要及び利益処分（案）の説明でございます。

最後に、参考といたしまして、目的積立金の使途につきまして、法人の福田企画財務課長から御説明をいただきたいと思っております。

福田課長、よろしくお願いいたします。

○福田企画財務課長 法人の企画財務課長をしております福田と申します。

私からは、目的積立金の使途について御報告させていただきます。

こちらのお示しいただいている資料6参考、目的積立金の使途について御覧いただければと思います。

先ほど青木課長から御説明いただいた資料のうち、青い四角で囲まれていた目的積立金につきましては、翌年度以降、法人が中期計画において定めた用途に従って使用することが可能となっております。

現在、目的積立金の用途は、こちら表の一番左側の列にございますとおり、12項目に分けております。本日は、令和2年度末以降の積立金の推移に加えまして、令和3年度執行状況や令和4年度以降の執行予定についてお示ししております。

まず令和2年度に生じた剰余金のうち、目的積立金として承認いただいた額は、令和2年度剰余金積立金の列の一番下にございますとおり、10億400万円となっております。こちらの用途ですけれども、法人における経営審議会の審議を経まして、まず持続可能な社会の実現に貢献して、その取組を加速化させていくということから、1億円を項番9のブランド力構築の推進に積み立てております。

また、残額の9億400万円につきましては、各学校の教育研究機器の更新ですとか、中期計画期間における重要な教育研究インフラの整備に活用していくために、項番11の教育研究基盤の強化に積み立てております。

続きまして、令和3年度取崩額の列を御覧ください。

まず項番11の教育研究基盤の強化でございます。昨年度は3,900万円を取り崩しまして、例えば小型高感度高速度カメラですとか、教育機器の購入などに活用させていただきました。

続きまして、項番4の大学院博士後期課程学生への経済支援でございます。こちらは都立大の博士後期課程に在籍する優秀な学生に対しまして、年額180万円の奨学金を支給しております。令和3年度は2,500万円を取り崩しまして、14名の学生に支給いたしました。これらの取組などによりまして8,600万円を取り崩した結果、残額の合計は46億800万円となっております。

最後に、一番右側の列ですけれども、令和4年度以降の執行予定でございます。

令和4年度の法人予算ですけれども、まず都立大日野キャンパスの新棟建設に向けまして多額の費用が必要となってまいりますので、都からの交付金もいただいているんですけども、併せて項番8の果実活用型基金の財源を充てていく予定としております。

また、項番11の教育研究基盤の強化でございます。ここでは教育・研究環境の改善ですとか研究力の強化などに活用する予定なんですけれども、令和4年度におきましては、昨年12月の南大沢キャンパスにおける火災事故、こちらの対応経費も捻出する予定でございます。

先ほど青木課長から御説明いただいた令和3年度剰余金のうち、目的積立金となる見込みの

5.3億円につきましては、資料下段の黒丸にございますとおり、中期計画に基づいて、教育研究の質の向上や学生生活の充実などの取組に充てることといたしまして、法人内で活用方法を検討した後、各事項への配分額を決定してまいります。

説明は以上でございます。

○大野分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明を受けまして質疑応答に移りたいと思います。

ただいま御説明のありました令和3年度の財務諸表及び利益処分（案）につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。

それでは、村瀬先生、どうぞお願いします。

○村瀬委員 御説明ありがとうございました。

教育機関は民間企業とか営利企業ではないので、利益金とか剰余金の取崩し云々の議論自体は企業とは視点が少し異なると思うのですが、一番気になったのは、目的積立金の取り崩しについてです。例えばブランド力構築の推進という、以前からの分科会でも何度も議論になっていたテーマですが、例えばそこに1億円の剰余金を位置づけたこと自体は非常に良いことだと思うのですが、現実的に取り崩された額が400万円というのは予算精度を疑われかねません。あるいは執行側として何か明確な理由、例えば来期に期ずれが起きているとか、そういった事情があったのでしょうか。博士課程支援については積み立てた中でかなり活用され、取り崩されている認識なのですが、こういった点については分科会の中でもあまり議論になっていません。目的積立金の額とその取崩しの考え方につきお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○大野分科会長 では、事務局、お願いします。どうぞ。

○事務局（青木） これは法人のほうがいいかなと思いますので、福田課長、いかがでしょうか。取崩しの考え方について。

○福田企画財務課長 村瀬委員、御質問いただきましてありがとうございます。

まず御質問いただいていたブランド力構築の推進というところですが、御指摘のとおり、取崩し額としては令和3年度は400万円と、額としては小さいところがございます。先ほど期ずれという話もありましたけれども、そちらに近いところかなと思っております。

令和4年度におきましては、先ほど申し上げた持続可能性というところで、カーボンニュートラルに向けた取組という形で約3,400万円程度、取崩しを行う予定としております。

また、そのほかに法人全体、あるいは各学校においての広報活動もしっかりやっていきたい

というふうに考えております。一般財源の中からも、広報経費といたしまして都立大のホームページ広報のリニューアルですとか、大学案内の刷新など必要経費をしっかりと積みながら対応はしているところでございます。表向きとして、数字としては表れていないんですけれども、来年度以降の執行ですとか既存の一般財源の使用の工夫などを行いながら取り組んでいるところでございます。

また、大学院博士後期課程のところですが、現在2,500万円を令和3年度取崩額というふうにしておりますけれども、今は奨学金の支援をしているところですが、併せまして国の文科省の事業でありますフェローシップに関する補助事業、こちらも博士後期課程に対する支援ですけれども、こちらに対しても令和3年度から採択されているところですので、見えないところで別途補助というか、支援が入っているところでございます。

説明は以上でございます。

○村瀬委員 ありがとうございます。

来年度になりますけれども、今回指摘させていただいた個別項目について対応された結果報告をお願いしたいと思っています。ブランド力向上への取組については、そもそも絶対額が不足しているのではないかという議論すらあったわけなのですが、こういった期ずれがあるにせよ、使われ方というところ、コロナの影響があったにせよ、まだ取組メニューとして法人としてはもっと積み上げていただく、あるいは新たな財源をどこから持ってきてでも増額する必要があると思います。今のところ、そういった話があまり聞こえてこないのですが、ブランド力構築自体はまだ法人としての重点課題と考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。来年度の評価にあたっては、しっかり議論させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○福田企画財務課長 ありがとうございます。

○大野分科会長 ありがとうございます。

高橋委員から手が挙がっていますね。高橋先生、お願いします。

○高橋委員 高橋です。

やはり目的積立金の使途のところなんですけれども、積み立てる額よりも取り崩す額が少なく積み上がってきているということで、予算規模からいって、必ずしもすごく積み上がっていると申し上げるつもりはないんですけれども、でも、これでいいのかなと。お金をためることが大事なのではなくて、有効に使っていくというのが大事なのではないかなという観点で拝見しています。

その上で、これは教えていただきたいんですけども、一般財源でこうした費用に充てるものと、そして、こちらの目的積立金を充てるものと、どういうふうに区分されているのかなというのがちょっとよく私は分からなくて、その辺を教えていただけないかなと。

何でも一般財源で手当てできるのであれば、目的積立金はどう使うんだという話になってしまいますし、その辺の線引きはしっかりされているんだと思いますけれども、そこをまず教えていただけますでしょうか。

○大野分科会長 では、お願いいたします。

○事務局（青木） 高橋先生、ありがとうございます。

これも法人のほうで、いかがでしょうか。目的積立金を使うのか、一般財源を使うのかというところの整理でございますが。

○福田企画財務課長 法人の福田でございます。高橋先生、御意見ありがとうございます。

御質問いただいた目的積立金の活用の考え方ですけども、基本的には毎年実施している各学校の教育・研究、こちらを維持していくための取組を一般財源の部分から予算編成としては組んでおります。

ただ、例年、臨時的にどうしても上乗せで発生してしまうもの、例えば教育研究基盤の強化がもっともなところなんですけれども、一時的に機器更新がどうしてもかかってしまうですとかの一時的な増というところにつきましては、これまで積み上げてきた目的積立金というところを活用しながら、単年度の予算編成のせいで、ほかの各学校の負担にならないように、世代間の公平性なども意識しながら目的積立金を活用しているというところでございます。

また、法人経営に関する、取り巻く状況とかを見ますと、昨年度の火災の影響もありましたし、あとは今年度以降出ております電力ですとか物価高騰の影響などもありまして、なかなか法人の財政状況は、決して楽観視できる状況ではないと考えております。

お金をためるばかりがいいわけではないという話は確かにごもっともかと思えますし、その一方で後年度負担などもしっかり意識しながら、適切な配分を引き続き検討してまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○高橋委員 ありがとうございます。

主に臨時的な支出に充てているということの御説明だったと思うんですけども、目的積立金を資料6の表の定義で言っても、翌年度以降法人が中期計画において定めた用途に従い使用可能ということで、私は積極的に何か見ていきたいというか、法人の意思として、ここに力を

入れていきたいんだというようなところに、予算のほうで、それは正しいことであれば予算で認めてもらえばいいのかもしれませんが、そここの区別も難しいところですが、より戦略的に使えるお金なんじゃないかなというふうに考えておりますので、この中期計画の中で定めていくということなので、この12項目が挙がっている中で、もう少しここに注力していきたいんだという意思が見えるような設定の仕方、あるいはため方、使い方を今後検討されてもいいのではないかなと感じました。

以上です。

○大野分科会長 高橋先生、どうもありがとうございました。

ちょっとそれに関連して、私からも今のお話で気づいたことなんですが、福田課長のお話だと、例えば一般財源でちょっと量的に足りないところ、これをカバーするんだという話、それも確かに臨時的なものだと思うんですね。だけれども、それはやろうと思っていることはもう既に定まっていて、一般財源でもできるんだけれども、お金が足りないから積立てから出すと。

そうじゃなくて、まさに高橋先生がおっしゃった戦略的、一般財源で出しにくいところといったときに、例えばさっきのブランド力構築なんていう話についていうと、これまでのこの委員会でも出ていた、例えば都立大学なんかですごくすばらしい卒業生が出ているじゃないかと。そういう人たちが、もっとブランド力構築に貢献してくれたらいいよねみたいな話というのは、多分、村瀬先生とか、いろんな方から出ていたような気がするんですね。

そうすると、そういうものはなかなか、そういうのをやってすぐ効果は出るのかという話になると、一般財源で難しいというのであれば、では試しに卒業生、OB、OGの人たちが何か関わってくれる、あるいは売り出す、あるいは教員を売り出すでもいいんですけれども、そんなところに目的積立金で使ってみるみたいな、何かそういう発想はあってもいいのかなというのは、多分、高橋先生の言われていることの、一つの具体的な例なんですけれども、そんな発想じゃないかなと思うんですね。

今までやれなかったことをちょっと試しにやってみようよというあたりを、ぜひとも法人として何かサポートする。もちろん、そのアイディアの源泉というのは各大学、あるいは高専とかでやるべきだと思うんですけれども、それを引き出してあげるようなことを法人としても考えたらいいのかなと、感想を持ちました。

以上です。

それでは、ほかにはいかがですか。

では、杉谷先生、お待たせしました。よろしく申し上げます。

○杉谷委員 ありがとうございます。杉谷です。

申し訳ありません。財務のこととは直接関係ないのですが、資料の中に出てきた数値のことで、ちょっとお伺いしたいと思います。

資料6に、積立金に関する認定基準が出ているかと思うんですけども、その中に真ん中辺りに定員充足率が出ているかと思えます。こちらで、産技大が128%と出ているんですけども、率直に、この数値は結構高いのではないかなと思えました。このあたりに関してよく考えると、法人評価では入学志願者の倍率に関しては結構細かく、いろいろこちらも指摘をしたりはしていますけれども、こういったS T比に関わるような、基本的な定員充足率の問題について見る機会はずっとなかったように記憶しております。128となっていること自体に関する御説明と、何かこれに関する基準について、教育研究環境として、あまりにも学生数が多過ぎてしまうと不適切という考え方もあるかと思うので、そのあたりについては公立大学法人としては何かお考えがあるのかというのをちょっと伺いたいんですけども、よろしいでしょうか。

○大野分科会長 それでは、事務局、お答えいただけますか。

○事務局（青木） まず1点目の質問について、見る機会があまりないというお話なんですけど、評価委員会でやっているのは、あくまで中期計画、中期目標に定めた目標の中で、それが適切に実施されているかどうかの評価をしていただくというのが主な作業になっていまして、これらの数値が目標や計画で定められてないために、出てこないのかなというのが1つございます。

産技院大のほうで128%ということで、非常に令和3年度については高い数値になっていて、適正な値といえますか、今、杉谷先生おっしゃるように、ここの数字が高ければ高いほどいいというものでもないと思いますので、適正な数値の考え方というのは、改めて法人ともしっかり話し合っていく必要はあるかなと思います。

ちなみに、去年はどのぐらいなんですか。

○事務局（中村） 産技院大は、基本的には高い水準が続いています。

○事務局（青木） 高いですね、結構ね。産技大はそうなんですよ。

○大野分科会長 文科省が今回、非常に定員管理を厳しくやっていましたよね。だから、そのあたりとの整合性もちょっと考えるといいかもしれませんね。

○事務局（中村） 126ですね。

○事務局（青木） 126、そうですね。

産技院大は制度的に長期履修も認めていたりしますので、基本は高く出る傾向にはあります。

○杉谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○福田企画財務課長 法人の福田です。

青木課長、御説明ありがとうございます。おっしゃるとおりで、産技大の定員といたしましては、100人ずつ2年で卒業という形になるんですけども、長期履修を活用している方々というのがおりますので、その方たちをカウントすると128%という状況になります。

長期というところで、各学生の意向なども踏まえて、こういう形の定員充足率とはなっているんですけども、教育の質を維持できているのかというところは、確かに課題としてはあるのかなと思っておりますので、そこはちゃんと法人、あるいは産技大としてもしっかり見つめながら、しっかりとした教育・研究を維持していきたいなと思っております。

ありがとうございます。

○杉谷委員 ありがとうございます。

設置審とか認証評価だと、やっぱり125とか、多いときで130とか、基準が厳しかったかと思えます。それとの兼ね合いで、どの程度が適切なのかという問題もあるかと思うんですけども、御検討いただけたらと思います。

どうもありがとうございました。

○事務局（青木） ありがとうございます。

○大野分科会長 ただ、あれですよ。長期履修の場合には、結局、在籍はしているんですけども、来ていない人たちがいると、だから、その指標をちゃんとつくっておかないと、こういう誤解を招きますよね。

だから、実質、履修者が定員に対してどれだけなのかみたいなの、そんなところですよ。

○事務局（青木） イメージされてしまいますよね。ずっと128%の人数がいるように見えてしまう、それはありますね。

○大野分科会長 在籍者数だと、ちょっと実質が見えなくなっちゃうんですね。

杉谷先生、御指摘どうもありがとうございました。

○杉谷委員 ありがとうございます。

○大野分科会長 ほかには、いかがでしょうか。

鈴木先生、お願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。

剰余金の議論と少し離れてしまうかもしれないんですけども、同じ資料6の左下にある※1の認定のところの件でございます。

ここは、もう恐らく未補充の教員の方について非常勤で雇って、その補充をしたということで経営努力が認められたということかと思うんですけども、引き続き、例えば未補充分については、正規の教員の方を採用していくという努力が続けていかれるという、そちらの面については続けていかれるというような認識でよろしいでしょうか。

○大野分科会長 事務局、お願いします。

○事務局（青木） 鈴木先生、ありがとうございます。

どこの大学でもそうなのかなとは思いますが、教員の定数というのは、それを超えて採用できないという、そういう仕組みで東京都立大学をはじめ、やっているんですけども、基本的には、変な話ですが、急遽必要になった方が採れないとまずいので、ある程度のバッファーといますか、定数と実際の採用する人数というのは少し離れているところで、都立大学も運営していると聞いております。

なので、ある程度、非常勤講師を活用することによって大学運営を回していくというのは、中身的にはそういう運営の仕方になろうかなと思います。なので、教員の定数の未補充分というのが、戦略的にいって非常勤講師の方を雇って運営しているのかなと思います。

例えば正規の教員の方が物すごく少なく運営しているというものではないので、その点については、そこも正規の教員と、それから非常勤の教員との割合のバランスになるかと思えますけれども、そこをしっかりと見定めながら、教育に支障がない、研究に支障がない範囲でしっかりやっていければいいのかなと思っております。

ここの利益処分（案）でいう当該剰余金が本来行うべき業務を行わなかったために生じたものではないことを立証するという意味においては、つまり、定員が満たないことによって、大学として教育であるとか研究が進まなかったというようなレベルのものであれば、当然、剰余金は目的積立金として認められないということになりますけれども、そういったレベルにはないということを判断しておりますために、目的積立金として認定をさせていただいているところでございます。

ありがとうございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○大野分科会長 大野です。この話は、たしか去年も何か出たような気がするんですけども、これを経営努力と呼んでいいのかと。たしか僕も言ったような気がするんだけど、今の話は青木課長が言われたように、極端に言っちゃったら、ではもう専任要らないじゃん、非常勤でやっちゃえば、どんどんお金が余って目的積立金になるよねと。ということは、それは教

育の質、あるいは研究の質が落ちるわけですね。非常勤講師は、基本的には研究はやらないわけだから、研究力は確実に落ちる。

だから、経営努力として認めると、そういう言い方自身がちょっと不健全なような、やっぱり気はするよね。本来認められた枠なんだから、つまり予算があるのに予算を使わないということじゃないですか。予算を使わなかったら、その分、努力なんだとなっちゃうと、先ほどお話があったように、せっかく予算として組んだのに未達というのは、ちょっとおかしいんじゃないのかという話と多分通じることじゃないかという気がするので、そのあたりは少し御検討いただけるとありがたいかなという感じです。

○事務局（青木） おっしゃるとおりだと思います。

そこについては、ここの剰余金の発生要因の立証のところ、当該譲与金が本来行うべき業務を行わなかったために生じたものではないことを立証というところで担保しているという認識ではあるんですが、そのバランスとか、では実際に何人だったら認めて何人だったら認めないのかというところは、確かに線引きは今のところないので、そこはしっかりとバランスを見ていきたいと。

大学側としても、しっかり教育・研究をやっていきたいというところで、基本的には正規の方の定数がほぼ9割以上、普通に雇ってはいるので、ここは本当に、逆に言うと今おっしゃっていただいたように、極端な例でいうと非常勤講師だけで回っていると、そういったことになってくれば、当然にそれは目的積立金というか、経営努力認定とは全然違うところになりますので、そこはしっかりと見ていきたいなというふうに思います。

○大野分科会長 なるほど。分かりました。

ありがとうございます。失礼いたしました。

ほかにはいかがでしょうか。

杉谷先生。

○杉谷委員 すみません。よろしいですか。

○大野分科会長 お願いいたします。

○杉谷委員 今出てきた件に関する事なんですけれども、昨年、私もそのようなことを申し上げたかと思うんですね。

やっぱり経営努力という言い方が適切なのかというのはごもっともだと思うんですが、ただ、まだ改正されていませんけれども、今、文科省のほうで設置基準を改正する予定になっています。専任教員の概念自体を基幹教員というふうなくくりで、少し柔軟化するような改正が今後

行われる予定になっています。要するにクロスアポイントメントで採る人とか、あるいは非常勤という名で呼ぶかどうか分かりませんが、カリキュラムに責任を持つ人の雇用条件を柔軟化するようなことは認める方向になっているので、今後、経営努力の範疇でこういうことが進んでいく可能性はあり得るかと思われます。1つ情報提供としてお知らせしておきたいと思ひます。

以上です。

○大野分科会長 杉谷先生、どうもありがとうございます。

どうぞ。

○事務局（青木） 杉谷先生、ありがとうございました。大変勉強になりました。

確かに、都立大学なんかでもクロスアポイントメント制度はあるんですけども、まだ実績としては少ないんですけども、これからやっぱり、いわゆる基幹教員とか学部で兼務可能な方々とか、働き方とか、それから分野横断型の教育とかというのを、結構これからは都立大を含め、ほかの大学も含め出てくるのかなと思ひていまして、今すごく大変興味深く聞かせていただきました。

なので、専任教員という概念自体も少し変わってくるのかもしれないなというところも踏まえて、しっかりと、また経営努力認定の考え方自体も整理していきたいと思ひます。

貴重な情報提供ありがとうございます。勉強になりました。

○杉谷委員 一応、今年の10月から改正、施行予定と聞いているので、首尾よく進めばそんな感じで設置基準が改正されるかと思ひます。御留意いただけたらと思ひます。

○事務局（青木） ありがとうございます。

○大野分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでございましょうか。大体よろしいでしょうか。

それでは、以上でこの件に関しましての質疑応答を終了したいと思ひます。どうもありがとうございました。

法人におかれましては、今後も財務面でも適切な業務運営をぜひともお願いしたいと思ひております。

以上で本日の分科会におけます議題等は全て終了でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、法人から提出されました業務実績等報告書など膨大な資料を基に短時間で大変充実した評価をしていただきました。本当に心から感謝を申し上げたいと思ひます。ありがとうございます。

最後に、今後のスケジュールなどにつきまして、事務局から事務連絡があるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（青木） 今後の予定について御連絡を申し上げます。

本日、御審議をいただきました令和3年度の評価につきましては、今後、東京都地方独立行政法人評価委員会の決定といたしまして、関係部局との手続を進めて、9月頃に知事及び都議会に報告をする予定でございます。

5月に評価作業の依頼を差し上げてから、大変短い期間でボリュームのある評価作業をしていただきまして、毎年のことでございますが、誠にありがとうございました。また、多くの貴重な御意見を賜りましたこと、改めて御礼を申し上げます。

また、次回の公立大学分科会は11月以降を予定しておりまして、再任いただく先生におかれましては、日程調整の御連絡をさせていただいているところでございますので、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○大野分科会長 どうもありがとうございました。

今、御案内がございましたけれども、8日に親会がございますけれども、現委員の任期中の分科会といたしましては本日が最後となります。この分科会をもちまして、高橋委員、田宮委員におかれましては、御退任されるとお聞きしております。

この評価委員会の中で大変有意義な、様々な御意見をいただきましたこと、分科会長の私といたしましても、本当に心から感謝をしているところでございます。どうもありがとうございました。

それでは、最後に御退任されます高橋委員、田宮委員から一言ずつ御挨拶を賜ればと思います。

それでは、まず最初に高橋委員のほうからお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○高橋委員 高橋でございます。

3期6年間だと思うんですけれども、評価委員の先生の皆さん、そして大勢の職員の皆様、事務局の皆様には大変お世話になりました。特に、コロナ前は各キャンパスに赴いて学生さんの話も直接聞けたりして大変勉強になりましたし、毎回のこの審議において、非常に先生方の御意見が勉強にもなり、また、本業のほうの学校法人の会計監査にも生かしているなどというふうに思って感謝をしております。

キャンパス訪問でも感じたんですけども、大変すばらしい大学であり、大学院であり、高専だなどと思っています。まさに学生さん、それから教職員の方、そして都民の皆さんにとって、この学校群は宝だと、知恵袋だというふうにますます認識してもらえるように、さらに発展していただきたいなという気持ちでおります。

本当に6年間どうもありがとうございました。

○大野分科会長 高橋先生、どうもありがとうございました。（拍手）

それでは、続きまして田宮委員、どうかよろしく願いいたします。

○田宮委員 ありがとうございます。筑波大学の田宮です。

私のほうは、任期の更新をさせていただかずにここでということ、大変短い間でございましたが、先生方の御議論でとても勉強になりました。いろいろありがとうございました。

今、東京都の宝だ、都民の宝だというお言葉が高橋委員からございましたけれども、本当に今まで、あまり東京都の学校の法人の方がどんなふうにされているのか、都立大学は存在は存じ上げていましたけれども、詳しいことは分からなかったんですけども、本当に高専とか産技大とかと連携も取りながら、非常にユニークな東京都ならではのいろんなカリキュラムもあったり連携を取っていらっしゃるということが、改めて分かりました。

私も東京生まれ東京育ちだったんですけども、非常に魅力的な、世界においても魅力的な都市でもあり、でも今後いろんな課題も、高齢化の問題とかも世界に先んじて向かい合っていかなければいけないところでもあり、そういうところで独特な教育をいらっしゃるということがとても大事な存在だと思いました。

さらには、先ほどありましたブランディングをもう少しできる余地はいろいろあるのかなとは思いますが、地方行政との関わりというのは、これからますます重要になってきますので、今、教員の柔軟化みたいなものがありました。行政職をやっている方とのクロスアポイントメントですとか都の職員の方の大学院ですとか、同じ東京都ならではの強みを、既に今、魅力的な講座をたくさん開いていらっしゃいますけれども、さらにそんなふうにして東京都の学校として、公立大学法人として発展していただければということをお祈りしております。

私自身、自分のほうの本務が大変忙しくなってしまうと、日程調整もなかなかできずに御迷惑をおかけしてしまっているというところで、残念ながら、もう少し皆様と勉強させていただきたいという思いは本当にあるんですけども、苦渋の決断でここまでということにさせていただきました。

本当にありがとうございました。お世話になりました。

○大野分科会長 田宮先生、どうもありがとうございました。（拍手）

高橋先生、そして田宮先生、本当にどうもありがとうございました。心から重ねて御礼申し上げます。

そして、この後も御再任をお受けいただきました先生方におかれましては、次回の分科会は11月以降で日程を調整するというごさいますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思ひます。

それでは、以上をもちまして東京都地方独立行政法人評価委員会令和4年度第3回公立大学分科会を閉会とさせていただきます。

本日もどうもありがとうございました。

午後4時28分 閉会